平成２９年（フ）第１４５９号
東京都青梅市末広町２丁目１番地の13広栄ハイツ101
債務者　竹中修二郎（旧姓堀口）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５６７号
栃木県宇都宮市駒生町3317番地50、前住所栃木県宇都宮市不動前３丁目１番11号
債務者　渡辺　俊幸（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９７１号
横浜市栄区中野町406番地
債務者　森田　昌子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４３９号
東京都立川市栄町５丁目28番地の１公社住宅121号
債務者　久田　明美
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１０２号
東京都江戸川区西葛西１丁目15―５　第３彦田荘201
債務者　豊島　忠明
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０５号
東京都北区赤羽北３丁目24―16―107
債務者　三上　省詞
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０７号
東京都武蔵野市境４丁目１―21　第二平和荘
債務者　菊池　淳子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０９号
東京都板橋区大山金井町25―９
債務者　荒木　恭子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１３号
東京都狛江市岩戸北３丁目13―11
債務者　勝本　泰史
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１４号
東京都文京区小石川４丁目１―１
債務者　山川　智子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１８号
東京都江東区亀戸３丁目60―５
債務者　服部　榮一
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２０号
東京都北区上十条１丁目28―５　ヴィラオオクラＡ201
債務者　倉島　直紀
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９２３号
横浜市栄区上郷町52番地２　コープ今井301
債務者　南雲　未希（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９８１号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡２丁目６番１号　大久保アパート202号室
債務者　吉本由美子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３００５号
神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目16番21号　アイパレス辻堂203
債務者　吉田恵美子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部